

社会福祉法人甲州市社会福祉協議会会長・副会長報酬並びに 役員等の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、甲州市社会福祉協議会会長及び副会長に支給する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は次のとおりとする。

会長 月額 50,000円
副会長 年額 10,000円

(報酬の支給日及び方法)

第3条 会長の報酬は、毎月1回20日に支給する。ただし、当日が休日の場合は繰りあげるものとし、その当日が休日の場合は、さらに繰りあげるものとする。

- 2 副会長の報酬は、年度末3月中に支給する。
- 3 副会長の報酬は、在任期間に応じ月割計算をもってこれを支給する。
- 4 会長又は副会長が退任（任期満了を含む。）又は死亡したときは、その日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までを在任期間とする。

(旅費の支払)

第4条 旅費は、県内については1日につき1,000円を支払う。

県外の場合は、職員の例に準じて支払う。

(会長の勤務形態)

第5条 会長の勤務については、非常勤扱いとする。

- 2 定期的な出勤は週2回程度とし、勤務時間は、事務及び決済処理に費やす時間とする。
- 3 その他、他団体との涉外関係の出勤については、隨時対応するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。